

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第7号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分課)</p> <p>第3条 教育庁の本庁に次の課を置く。</p> <p>教育政策課</p> <p>教職員課～教育支援課</p> <p>2・3 略</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 特別支援教育に関すること。</u></p> <p><u>(7)・(8) 略</u></p> <p><u>(9) 教育庁、教育機関及び公立学校の情報化の推進に関すること。</u></p>	<p>(分課)</p> <p>第3条 教育庁の本庁に次の課を置く。</p> <p>教育政策課</p> <p><u>教育情報課</u></p> <p>教職員課～教育支援課</p> <p>2・3 略</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p><u>(8) 特別支援教育に関すること。</u></p> <p><u>教育情報課</u></p> <p><u>(1) 教育の情報化に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育の情報化に関する教職員の人材育成に関すること。</u></p> <p><u>(3) その他教育庁、教育機関及び公立学校の情報化の推進に関すること。</u></p>

改正前	改正後																		
<p>教職員課 略 学校教育課 (1)～(6) 略 <u>(7) 全国高等学校総合体育大会に関すること。</u> <u>(8)～(15) 略</u> 文化財課・教育支援課 略 (室)</p> <p>第6条 教育政策課に<u>県立高校再編整備推進室及び教育情報化推進室</u>を、学校教育課に<u>人権・同和教育室</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="237 847 1099 1211"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育政策課 教育政策課 教育情報化 推進室 学校教育課</td> <td>指導主事の事務に関する調査及び 企画事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	略			指導主幹	教育政策課 教育政策課 教育情報化 推進室 学校教育課	指導主事の事務に関する調査及び 企画事務	<p>教職員課 略 学校教育課 (1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(14) 略</u> 文化財課・教育支援課 略 (室)</p> <p>第6条 教育政策課に<u>県立高校再編整備推進室及び特別支援教育室</u>を、学校教育課に<u>保健体育室及び人権・同和教育室</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 847 2029 1211"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育政策課 教育情報課 学校教育課 学校教育課 保健体育室</td> <td>指導主事の事務に関する調査及び 企画事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	略			指導主幹	教育政策課 教育情報課 学校教育課 学校教育課 保健体育室	指導主事の事務に関する調査及び 企画事務
職	課又は室	職務																	
略																			
指導主幹	教育政策課 教育政策課 教育情報化 推進室 学校教育課	指導主事の事務に関する調査及び 企画事務																	
職	課又は室	職務																	
略																			
指導主幹	教育政策課 教育情報課 学校教育課 学校教育課 保健体育室	指導主事の事務に関する調査及び 企画事務																	

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。